

都道府県・ 政令指定都市名	06 山形県
------------------	--------

時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)

**問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織**

局 部 課 ( 室 ) 名	しあわせ子育て応援部多様性・女性若者活躍課
担 当 職 員 数	5 人 (専任 5 人、兼任 0 人)

**問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)**

名 称	山形県男女共同参画推進本部
設 置 年 月 日 ( 西暦 ) ・ 根 拠	2001年4月1日 根拠: 山形県男女共同参画推進本部設置要綱
長 の 役 職	副知事

**問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等**

諮 問 機 関 、 懇 談 会 等 の 名 称	山形県男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 ( 西暦 )	2002年11月1日
構 成 員	15 人 (女性 9 人、男性 6 人)

**問4 男女共同参画に関する計画**

計 画 期 間 ( 西暦 )	2021 年 4 月 ~	2026 年 3 月
名 称	山形県男女共同参画計画	
改定・見直しの予定時期	2026年3月	
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」といふ。)の推進計画と一体である	1	未定の場合
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

**問5 男女共同参画に関する条例**

有の場合	名 称	山形県男女共同参画推進条例
	公 布 日(西暦)	2002年7月2日
	施 行 日(西暦)	2002年7月2日
	最 終 改 正 日(西暦)	2021年3月19日
	改 正 内 容	組織機構の改正によるもの
	改正が予定されている場合、改正予定期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

**問6 審議会等委員への女性の登用**

		調査時点コード	1:2025年4月1日	2:その他(西暦)	2025年3月31日
		(西暦)	年度まで %		
2025年度時点50%程度を維持					
根 拠		山形県男女共同参画計画			
目標設定の対象である審議会等の範囲		(1)法律、条例に基づき設置される審議会等(2)行政運営上有識者等の意見を求めるため、要綱等に基づき継続的に設置される懇話会等			
目標設定の対象である審議会等における登用状況		調査時点コード 2	審議会等数( 91 )うち女性委員を含む審議会等数( 91 )		
		延総委員等数( 1,127 )延女性委員等数( 588 )女性比率( 52.2 )			
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況		調査時点コード 2	審議会等数( 67 )うち女性委員を含む審議会等数( 67 )		
		延総委員等数( 740 )延女性委員等数( 370 )女性比率( 50.0 )			
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況		調査時点コード 2	審議会等数( 37 )うち女性委員を含む審議会等数( 37 )		
		延総委員等数( 671 )延女性委員等数( 238 )女性比率( 35.5 )			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況		調査時点コード 2	審議会等数( 9 )うち女性委員を含む審議会等数( 9 )		
		延総委員等数( 61 )延女性委員等数( 21 )女性比率( 34.4 )			
目標値以外の目標設定		女性のいない審議会の解消			
女 性 登 用 方 策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	1 有の場合、1. 公表 2. 非公表	2	
	人材名簿が有る場合	掲載人数 567 人 ( 2025 年 4 月現在)			
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) 2 委員の公募(1. 有 2. 無) 1 そ の 他 [ ]			

## 問7 女性公務員の採用・登用状況

## 問7-1 管理職の在職状況

			調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)			女性管理職の内訳				
			管理職総数 (人) (A)=(C+E+G)	うち女性管理職数 (人) (B)=(D+F+H)	女性比率 (%) (B/A)	部局長相当職			次長相当職			課長相当職		
本庁	計	233	28	12.0	15	3	20.0	25	2	8.0	193	23	11.9	
	うち一般行政職	158	24	15.2	14	3	21.4	19	2	10.5	125	19	15.2	
支庁・地方事務所等	計	411	103	25.1	4	3	75.0	48	9	18.8	359	91	25.3	
	うち一般行政職	274	56	20.4	4	3	75.0	36	9	25.0	234	44	18.8	
全体	計	644	131	20.3	19	6	31.6	73	11	15.1	552	114	20.7	
	うち一般行政職	432	80	18.5	18	6	33.3	55	11	20.0	359	63	17.5	
再掲	警察関係	98	4	4.1	0	0		8	0	0.0	90	4	4.4	
	教育委員会	70	8	11.4	0	0		9	1	11.1	61	7	11.5	

## 問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード			1:2025年4月1日			2:その他(西暦)					
			課長補佐相当職 (人)			係長相当職 (人)			うち女性数(人)		
本庁	計	537	127	23.6	841	210	25.0				
	うち一般行政職	410	117	28.5	611	186	30.4				
支庁・地方事務所等	計	887	278	31.3	2,287	1,143	50.0				
	うち一般行政職	577	151	26.2	852	266	31.2				
全体	計	1,424	405	28.4	3,128	1,353	43.3				
	うち一般行政職	987	268	27.2	1,463	452	30.9				
再掲	警察関係	332	63	19.0	564	63	11.2				
	教育委員会	128	45	35.2	163	77	47.2				

## 問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

			課長相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職 (人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	15	5	33.3	47	20	42.6	99	22	22.2	
	うち一般行政職	15	5	33.3	44	19	43.2	97	22	22.7	
支庁・地方事務所等	計	66	20	30.3	121	48	39.7	210	104	49.5	
	うち一般行政職	45	10	22.2	74	30	40.5	78	31	39.7	
全体	計	81	25	30.9	168	68	40.5	309	126	40.8	
	うち一般行政職	60	15	25.0	118	49	41.5	175	53	30.3	
再掲	警察関係	0	0		32	8	25.0	29	4	13.8	
	教育委員会	3	0	0.0	10	5	50.0	3	2	66.7	

## 問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他	
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外							
課長相当職	○		○		○	◎			○	筆記	
課長補佐相当職	○		○		○	◎			○	筆記、術科(警察官)	
係長相当職	○		○		○	◎			○	筆記、術科(警察官)	

## 問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,159	137	11.8
昇格試験	0	0	0.0

## 問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	268	110	41.0
うち上級	142	48	33.8
うち一般行政職	116	39	33.6
うち上級	88	27	30.7
うち警察関係	66	19	28.8
うち上級	25	7	28.0

## 問7-7 職員の通姓又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

## 問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	山形県職員旧姓使用取扱要綱、山形県企業局職員旧姓使用取扱要綱、山形県病院事業局職員旧姓使用取扱要綱、山形県教育委員会職員旧姓使用取扱要綱、山形県警察職員旧姓使用取扱要綱
該当部分の条文(本文)	<p>○山形県職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた職員(以下「職員」という。)が、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲)第2条 旧姓を使用することができる文書等とは、次の各号に掲げるものとする。(1)職場での呼称 (2)職員録 (3)座席表 (4)事務分担表 (5)名刺 (6)名札 (7)起案文書における起案者名及び押印(決裁責任者の押印を除く。) (8)復命書 (9)出勤簿 (10)内示書 (11)研究論文等の記名 (12)山形県職員表彰規程に基づき授与される表彰状 (13)その他人事課長が特に認めるもの</p> <p>○山形県企業局職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた職員(以下「職員」という。)が、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲)第2条 旧姓を使用することができる文書等とは、次の各号に掲げるものとする。(1)職場での呼称 (2)職員録 (3)座席表 (4)事務分担表 (5)名刺 (6)名札 (7)起案文書における起案者名及び押印(決裁責任者の押印を除く。) (8)復命書 (9)出勤簿 (10)内示書 (11)研究論文等の記名 (12)その他総務企画課長が特に認めるもの</p> <p>○山形県病院事業局職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨)第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた職員(以下「職員」という。)が、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲)第2条 旧姓を使用することができる文書等とは、次の各号に掲げるものとする。(1)職場での呼称 (2)職員録 (3)座席表 (4)事務分担表 (5)名刺 (6)名札 (7)起案文書における起案者名及び押印(決裁責任者の押印を除く。) (8)復命書 (9)出勤簿 (10)内示書 (11)研究論文等の記名 (12)山形県教育委員会職員表彰規程に基づき授与される表彰状 (13)その他立病院課長が特に認めるもの</p> <p>○山形県警察職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた職員(以下「職員」という。)が、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲)第2条 旧姓を使用することができる文書等とは、次の各号に掲げるものとする。(1)職場での呼称 (2)職員録 (3)座席表 (4)事務分担表 (5)名刺 (6)名札 (7)起案文書における起案者名及び押印(決裁責任者の押印を除く。) (8)復命書 (9)出勤簿 (10)内示書 (11)研究論文等の記名 (12)山形県教育委員会職員表彰規程に基づき授与される表彰状 (13)その他教育政策課長が特に認めるもの</p> <p>○山形県警察職員旧姓使用取扱要綱 第2 旧姓の使用職員は、次に掲げるものの以外の文書等について、旧姓を使用することができる。(1)給与振込の事務に関する書類 (2)源泉所得税の事務に関する書類 (3)社会保険及び雇用保険の事務に関する書類 (4)児童手当の申請に関する書類 (5)公務災害の事務に関する書類 (6)互助会及び共済組合に関する申請書等 (7)その他法令上又は実務上特段の支障が生じるおそれがあるもの</p>

## 問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2025年4月1日	2: その他(西暦)	
---------	-------------	------------	--

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理職数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
26	6	23.1	4	0	0.0

## 問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	山形県男女共同参画センター			愛称・通称	チエリア		
設置年月日(西暦)	2001年4月1日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設	
所在地等	郵便番号 : 990-0041 住 所 : 山形県山形市緑町1丁目2番36号 電話番号 : 023-629-7751 FAX番号 : 023-629-7752 ホームページ: <a href="http://yamagata-cheria.org/">http://yamagata-cheria.org/</a>						
管理・運営主体	1. 施設管理	直営(担当部局名: ○ 指定管理者(名称: 公益財団法人山形県生涯学習文化財団 その他( ))		2. 事業運営	直営(担当部局名: ○ 指定管理者(名称: 公益財団法人山形県生涯学習文化財団 その他( ))		
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	6 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	1 人	予算額	2025年度	36,818 千円
主な事業  〔男女共同参画・女性に関するもの〕  ※ 実施しているもの:○	○ 1. 連携・協働(主な事項: チエリアフェスティバル、団体・グループネットワーク会議、男女共同参画推進県民企画事業 ) ○ 2. 広報啓発(主な事項: 広報誌発行 ) ○ 3. 講座(主な事項: 女性リーダー育成事業、男女共同参画地域講座、男性セミナー等 ) ○ 4. 相談事業(主な事項: 一般相談、男性相談、専門相談(心の相談、法律相談) ) ○ 5. 実態把握(主な事項: ) ○ 6. 調査研究(主な事項: 団体・グループ調査研究活動への支援 ) ○ 7. 國際交流(主な事項: ) ○ 8. 情報収集・提供(主な事項: 図書、ビデオ、DVD貸出 ) ○ 9. 苦情処理(主な事項: ) ○ 10. その他(主な事項: )						

## 問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

## 2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

## 問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	2	1. 有 問10-2 2. 無 名称等:	加盟団体数	
			会員数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	2	1. 有 2. 無		
問10-4 活動内容 ※ 実施しているもの:○		1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 4. その他 [ 内容: ]		

## 問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

1. 担当者連絡会議の開催  
 2. 市区町村職員研修会の開催  
 3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催  
 4. 関係情報の収集提供  
 5. 審議会等女性登用の働きかけ  
 6. 補助金等の交付 [ 名称 :  
                         ] 概要 :  
 7. その他 [ 内容 : 市町村男女共同参画主幹課長会議の開催 ]

## 問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

## 男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施  
 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ  
 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣  
 4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

## 女性職員の研修受講への配慮

1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施  
 2. 研修受講職員の男女比を配慮  
 3. その他 [ 内容: 育児中の女性職員の参加を容易にするため、研修会中の託児予算を確保している。 ]

## 問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	40,803	51,954	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.01 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況		※該当するもの:○	項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定		
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)		
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達		
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
(3)	指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4)	プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5)	その他(内容: )		

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			
②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
⑥	管理職に占める女性割合に関する項目			
⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩	短時間正社員制度の導入			
⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			
⑬	その他	○		

#### 問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	2
1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○		
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
3 役員に占める女性割合に関する項目	○		
4 管理職に占める女性割合に関する項目	○		
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組	○		
6 その他「登用促進等」に関する項目			
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○		
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○		
9 短時間正社員制度の導入	○		
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○		
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)			
12 その他			

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称 やまがたスマイル企業認定制度(1、2、3、4、5、7、8、9、10)

→ 「企業の表彰制度」の具体的名称

#### 問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称 やまがた女性活躍応援連携協議会
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称

#### 問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1 1. 有 2. 無	問17-1 名 称 山形県男女共同参画白書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1 定期の場合 1 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)		○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ( )

## 問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期
1. 広報啓発 ・①男女共同参画週間の周知 ・②アンコンシャス・バイアス気づき発信事業 ・	①パネル展示、市町村等事業の県HP掲載等 ②テレビCM等により固定的な性別役割分担意識等の無意識の思い込みに関する啓発を行う。		6月
2. 表彰 ・山形県男女共同参画社会づくり功労者等知事表彰 ・	男女共同参画社会づくりに功績のあった方、様々な分野へチャレンジしている方を表彰する。	2名、2団体程度	10月
3. 講座 ・①女性リーダー育成事業 ・②男女共同参画地域講座 ・③男性セミナー事業 ・④ユースリーダー育成講座 ・	①男女共同参画に関する基礎知識や地域における女性リーダーとして活躍するための実践力を身につける講義(グループワーク)を実施する ②県内において男女共同参画に関する講演等を開催する ③男女共同参画を一層推進するため、男性を対象に男女共同参画に関するセミナーを開催する ④県内の大学生を対象に男女共同参画に関する連続講座を開催し中高生のロールモデルとなる人材を育成する	①50名程度 ②50名程度 ③35名程度 ④10名程度	
4. 相談事業 ・①一般相談 ・②男性相談 ・③専門相談 ・	①男女共同参画に関する一般相談 ②男性相談員による男性専用相談 ③男女共同参画に関する専門相談(こころ・法律)		
5. 情報収集・提供 ・ホームページによる情報提供 ・	男女共同参画関連の情報提供、女性の活躍状況をチャレンジモデル事例として掲載、男性の家事・育児参画やイクボスに関する情報を専用サイトに掲載		
6. 苦情処理 ・			
7. 交流促進 ・①「Yamagata Women's Link」の開催 ・②「チェリアフェスティバル」の開催 ・	①県内の若手女性社会人と女子学生との交流会を開催 ②男女共同参画に取り組んでいるチェリア登録団体の活動発表や、講演会等の普及啓発事業を実施		①9月 ②10月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・①男女共同参画推進県民企画事業 ・②やまがたイクボス同盟 ・	①男女共同参画の推進を図るため、NPOなどの企画実施事業に対し、経費の一部を助成する ②県内企業・団体経営者等の参画により「やまがたイクボス同盟」を設立し、同盟企業間のネットワークを生かした相互連携・異業種交流により、ワーク・ライフ・バランスを推進する活動を実施	①2団体程度	
9. 國際交流・海外派遣事業 ・			
10. 調査研究 ・			
11. その他 ・①やまがた女性活躍応援連携協議会 ・②デートDV防止出前講座 ・③地域女性活躍応援事業 ・	①関係団体と県内の女性活躍を推進するための意見交換や情報共有を行う ②若年層におけるDV防止に関する意識啓発のため、高校生等を対象とした出前講座を実施する ③県内4地域の総合支庁において、地域の実情に応じた女性活躍やワーク・ライフ・バランス推進事業を実施する	①17機関・団体 ②1000名程度	

## 問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	山形県議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間  【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。  2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。  3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。  4. 期間の定めはない。	
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	
規定名	山形県議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	<p>第2条 議員は、公務、疾病、出産(配偶者の出産を含む)、育児、介護、看護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の規定において、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過するまでの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ができる。</p>	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他( )	
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産	1	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他( )	
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	

規 則 名	山形県議会旧姓等使用取扱要綱
条文本文	
第3条 議員は、議長の承認を受けたときは、別表に掲げる事項を除き、旧姓等を使用することができるものとする。	
政治分野の男女共同参画のために実施していること	

**問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け**

1. 位置付けられた規定がある。	
2. 位置付けられていない。	
3. その他(不明等)	
計画、指針名	
該当部分の規定	

2025年度調査より以下の設問(問21~問24)が新設されました

**問21 災害対策本部への女性職員の配置状況**

本部員の総数 (本部長を含む)	62 人	うち女性数	10 人	女性比率	16.1 %
--------------------	------	-------	------	------	--------

**問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況**

2	1. 実施している	
2	2. 実施していない	

**問23 男女共同参画センターの設置根拠**

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。

(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1	1. 条例	
1	2. 条例以外(要綱など)	

**問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。**

2	1. あり	
2	2. なし	

調査時点コード: 

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦) ( 2025年3月31日 )

## 問26. 都道府県における首長等の状況

知 事	1 1. 女性 2. 男性	任期:	2025年2月14日	~	2029年2月13日
副 知 事		1 人	(女性 0 人、 男性 1 人)		

## 問27. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考	
1	都道府県防災会議(会長を含む)	62	9	14.5		
	都道府県防災会議(委員のみ)	61	8	13.1		
	内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員 2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長 3号 当該都道府県の教育委員会の教育長 4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長 5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者 6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者 7号 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者 8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者うち当該都道府県の知事が任命する者	17 1 1 1 14 4 15 8	1 0 0 0 3 0 0 4	5.9 0.0 0.0 0.0 21.4 0.0 0.0 50.0	
×	2 國土利用計画地方審議会					
3	土地利用審査会	6	4	66.7		
4	都道府県交通安全対策会議	21	3	14.3		
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合	
6	環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	26	14	53.8		
7	精神医療審査会	22	7	31.8		
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会					
9	都道府県医療審議会	21	8	38.1		
10	准看護師試験委員会	9	6	66.7		
×	11 麻薬中毒審査会					
12	地方社会福祉審議会	24	11	45.8		
13	障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	11	55.0		
14	国民健康保険事業の運営に関する協議会	12	7	58.3		
15	国民健康保険審査会	9	3	33.3		
×	16 都道府県農業共済保険審査会					
17	都道府県森林審議会	14	7	50.0		
18	都道府県建設工事紛争審査会	11	7	63.6		
19	建築審査会	7	4	57.1		
20	都道府県建築士審査会	7	4	57.1		
21	都道府県都市計画審議会	23	6	26.1		
22	開発審査会	7	4	57.1		
23	私立学校審議会	11	4	36.4		
×	24 石油コンビナート等防災本部					
25	公害健康被害認定審査会	10	5	50.0		
×	26 硫素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)					
×	27 都道府県児童福祉審議会					
28	地方港湾審議会	19	6	31.6		
×	29 土地区画整理審議会					
30	教科用図書選定審議会	20	11	55.0		
31	介護保険審査会	18	9	50.0		
32	都道府県固定資産評価審議会	10	6	60.0		
33	感染症の診査に関する協議会	16	2	12.5		
34	警察署協議会	110	47	42.7		
×	35 土地収用事業認定審議会					
36	住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	5	3	60.0		
37	都道府県国民保護協議会	48	1	2.1		
38	地方独立行政法人評議会	6	1	16.7		
×	39 市街地再開発審査会					
×	40 都道府県職員委員会					
×	41 自然再生協議会					
42	審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	4	80.0		
43	後期高齢者医療審査会	9	4	44.4		
44	留置施設視察委員会	4	2	50.0		
45	傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	15	2	13.3		
46	指定難病審査会	7	1	14.3		
47	小児慢性特定疾病審査会	5	1	20.0		
48	行政不服審査会	5	3	60.0		
49	地域医療対策協議会	29	1	3.4		
50	幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	18	10	55.6		
51						
52						
53						
54						
55						
	合 計	671	238	35.5		
	女性委員0の審議会数	0				

## 問28. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委員会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備考
1	教育委員会	5	3	60.0	
2	選挙管理委員会	4	2	50.0	
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	3	1	33.3	
6	都道府県労働委員会	15	6	40.0	
7	収用委員会	7	3	42.9	
8	海区漁業調整委員会	10	2	20.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	2	20.0	
合 計		61	21	34.4	
女性委員0の委員会数		0			